

福岡駅前地区移動等円滑化 基本構想について



～地域公共交通バリアフリー化調査事業を活用した事例～

令和4年7月15日

福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会

高岡市未来政策部 総合交通課 主任 松田 邦宏

【目次】

1. 高岡市の概要
2. 福岡地域の概要
3. 基本構想の策定にあたり
4. 基本構想の内容

1. 富山県高岡市の概要



(1) 位置・地勢

- 富山県の北西部に位置。
- 天平18年（746）に万葉集の代表的歌人大伴家持が越中の国守として赴任。在任5年の間に風光明媚な雨晴海岸や二上山などを愛でて詠んだ220首余りの秀歌を万葉集に残す。
- 慶長14年（1609）に加賀藩二代藩主・前田利長が開いた城下町。
- 平成17年11月1日に旧高岡市、旧福岡町が合併して新市誕生。

【面積】 209.57km²

【人口】 166,641人（R4.3月末現在）



高岡銅器



国宝 瑞龍寺



雨晴海岸



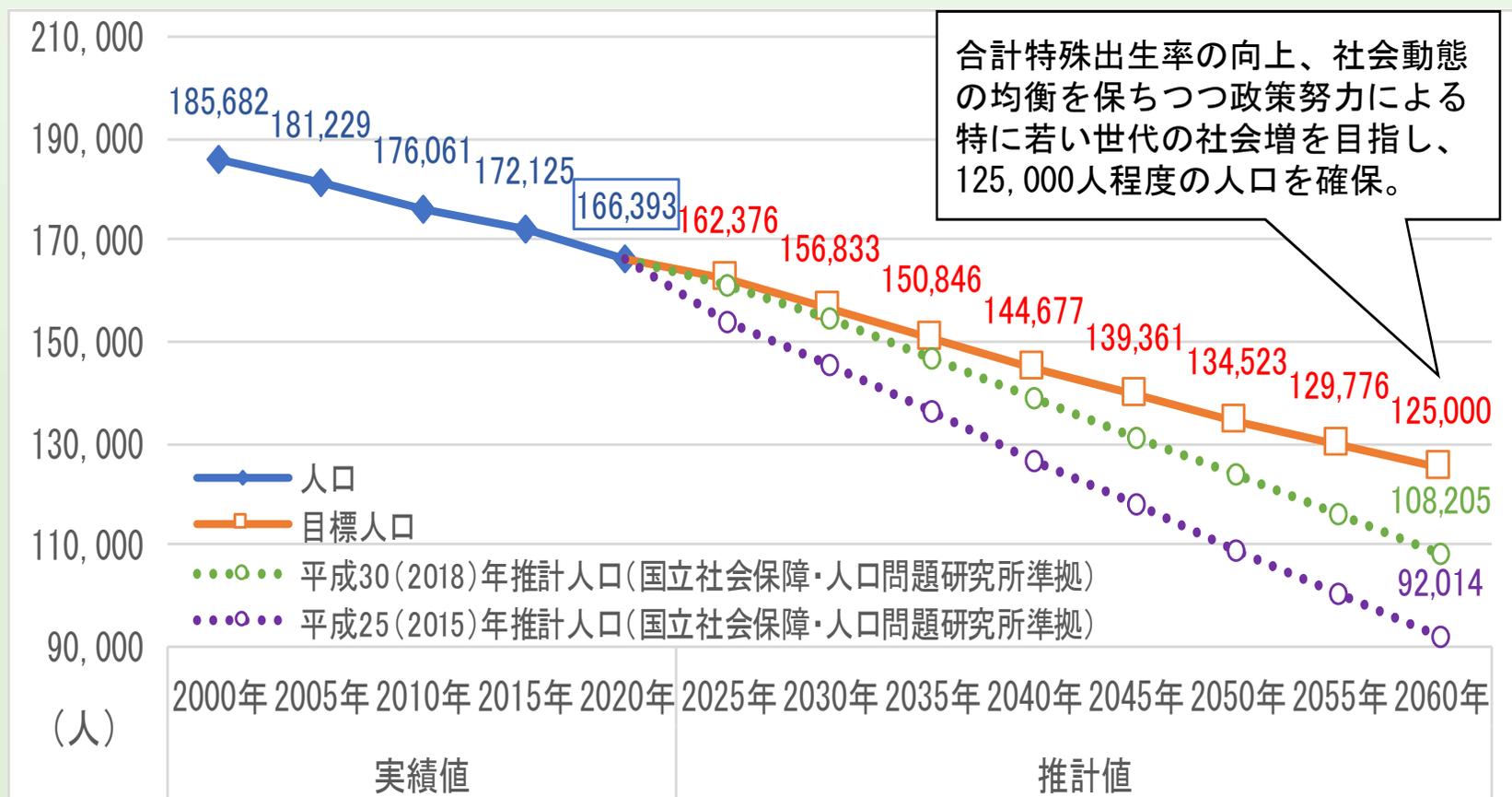
高岡大仏



高岡おとぎの森公園

1. 富山県高岡市の概要

(2) 総人口の動向



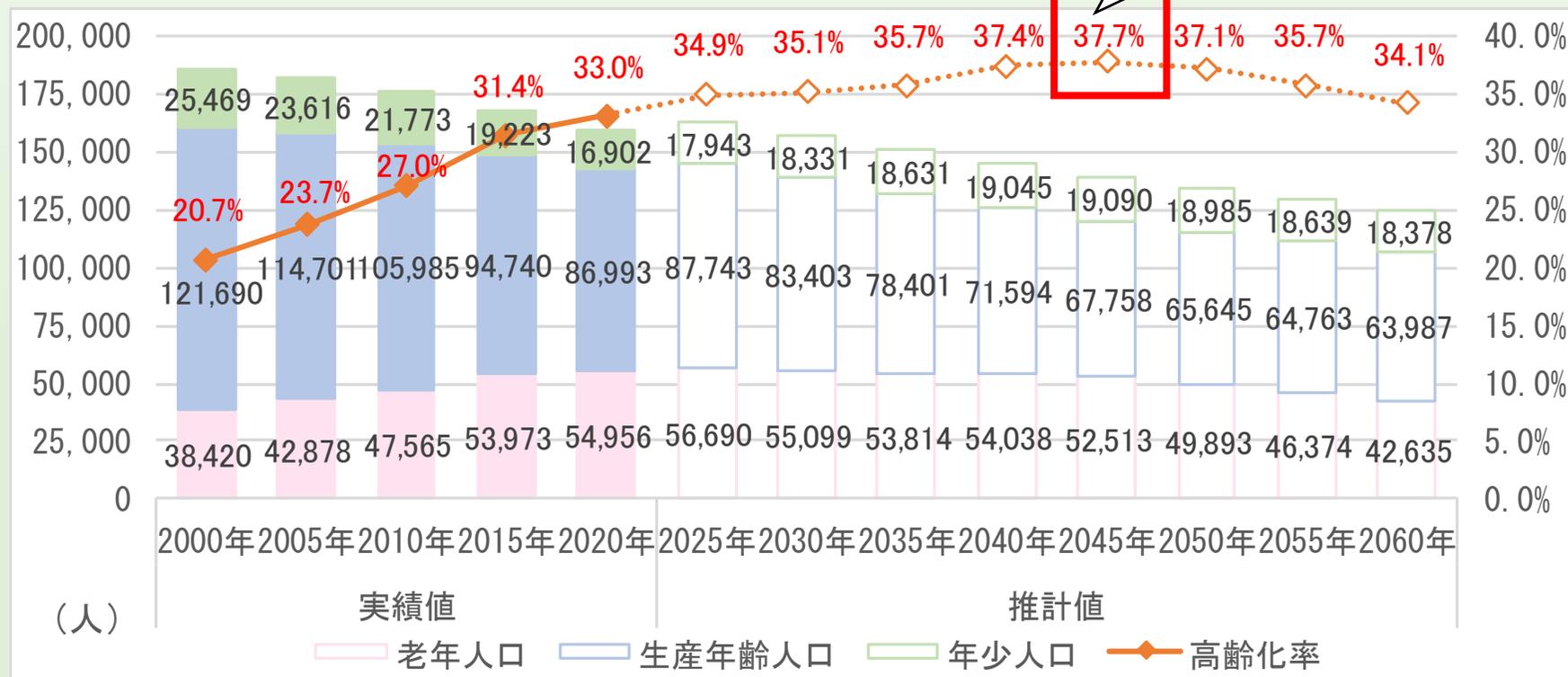
出典：国勢調査 ※総数には年齢不詳を含む、高岡市人口ビジョン（令和元年度改訂版）

【総人口の動向】

1. 富山県高岡市の概要

(3) 年齢3区分別人口の動向

上昇傾向にある高齢化率は、
2045年にピークを迎える。



出典：国勢調査、高岡市人口ビジョン（令和元年度改訂版）

【年齢3区分別人口の動向】

1. 富山県高岡市の概要

(4) 公共交通の概要

○鉄軌道・バス

- ・北陸新幹線（1 駅）
- ・JR城端線、城端線（10 駅）
- ・あいの風とやま鉄道線（4 駅）
- ・万葉線（16 停留場）
- ・民間路線バス 2 社
- ・高岡市公営バス（6 路線）
- ・地域バス（小勢地区）

○タクシー

- ・市内 6 社

あいの風とやま鉄道「福岡駅」



2. 福岡地域の概要

(1) 位置・地勢

- 福岡地域（福岡、山王、大滝、西五位、五位山、赤丸地区）は本市の西部に位置し、主にあいの風とやま鉄道の福岡駅北側に市街地が形成。北西には山間部が広がり約7割が山間部で占める。
- かつては菅笠の集散地として栄え、旧北陸街道に面する地区では菅笠問屋の歴史的な風情が残る。
- 平成28年4月、「越中福岡の菅笠製作技術」「菅笠問屋の町並み」が文化庁『日本遺産』の構成文化財に認定される。
- 平成29年3月 福岡町つくりもんまつりが「第21回ふるさとイベント大賞」にて「大賞（内閣総理大臣賞）」を受賞。

【面積】 58.86km²

【人口】 12,238人（R4.3月末現在）



旧北陸街道
（菅笠問屋の街並み）



越中福岡の菅笠
（伝統的工芸品）



市指定無形文化財
「雅楽」



福岡町つくりもんまつり

2. 福岡地域の概要

(2) 福岡駅周辺整備事業

- ◇福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画
- ◇計画期間：平成31年度～令和5年度
- ◇目 標：福岡中央地区が有する生活基盤や歴史・文化資産を活かした「地域拠点の形成」



3. 基本構想の策定にあたり

(1) 背景及び目的

- 多種・多様化する市民ニーズに的確に対応し、地域の実情に即した本市独自の福祉施策を有機的かつ総合的に推進していくため、平成9年9月に「**高岡市福祉のまちづくり条例**」を制定
- 交通結節点である高岡駅や新高岡駅等の鉄道駅周辺の整備においては、バリアフリー法や条例の基本理念に基づき、建築物や道路などの連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化に取り組んできた。
- 国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」を一部改正し、バリアフリーのまちづくりに対する取組を強化

H26高岡駅



H27新高岡駅



現在進捗中の周辺整備事業と地区の中核である福岡駅とのバリアフリー化をより重点的に推進するため、「**福岡駅前地区移動等円滑化基本構想**」を策定

3. 基本構想の策定にあたり

(2) 協議会の構成員

本基本構想の策定にあたっては、学識経験者や関係機関等の14名で構成された「福岡駅前地区移動等円滑化基本構想推進協議会」を設置した。

| 所属 | 委員数 |
|----------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 1名 |
| 高齢者、障害者団体等の代表者 | 3名 |
| 公共交通事業者（鉄道・タクシー事業者） | 2名 |
| 関係団体の代表者（福岡地区連合自治会、社会福祉協議会、経済団体） | 3名 |
| 関係行政機関の職員（国バリアフリー推進課、道路管理者、警察） | 4名 |
| 市職員 | 1名 |

(3) 基本構想の期間

令和4年度（2022年度）を開始年次とし、5年後の令和8年度（2026年度）までとする。

3. 基本構想の策定にあたり

(4) まち歩き点検及び関係者アンケート

本基本構想の策定に際し、バリアフリー化の現状を把握し、課題の共有化を図るため、まち歩き点検をするとともに、高齢者・障がい者等の移動制約者へのアンケート調査を実施した。

① まち歩き点検

目的：駅・道路等のバリアフリー上の現状・課題を把握するもの

実施日：令和3年10月29日

出席者：18名（基本構想推進委員、施設管理者等）



【福岡駅の点検】



【整備中の福岡駅前広場の点検】



【整備中の国道8号の点検】

3. 基本構想の策定にあたり

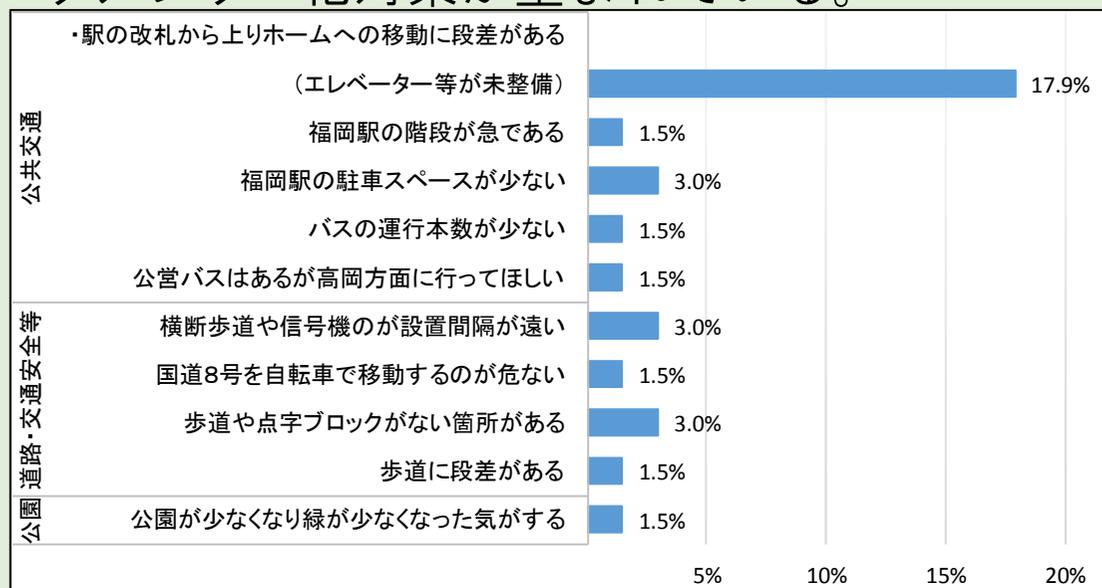
② 関係者アンケート

目的：施設の利用状況やバリアフリー上の問題意識等を把握するもの

実施期間：令和3年9月30日～11月2日

対象者：老人クラブ連合会、身体障害者協会、手をつなぐ育成会

日常生活で移動の際に、不都合を感じていることについての質問項目では、**福岡駅におけるエレベーター未整備**に関する意見が最も多く、物理的なバリアフリー化対策が望まれている。



【施設ごとのバリアフリー化に対する意見】

3. 基本構想の策定にあたり

② 関係者アンケート

“心のバリアフリー”の推進にはどのような取組が必要と考えるかの質問項目では、**障がい者や高齢者等の特性・理解を深める啓発・広報活動**や、**移動制約がある方への手助け・配慮を学ぶ教育活動**が必要と考えている意見が多い。

【 “心のバリアフリー “の推進に必要な取組について（複数回答）】

| 項目 | 回答率 |
|--|-------|
| 障がい者や高齢者、子ども連れの人々の特性やニーズの理解を深めるための啓発・広報活動 | 35.8% |
| 手助けを必要とする方に対する手助け方法を解説する住民向けのマニュアルの作成・普及 | 31.3% |
| 様々な人の多様なニーズに対応したきめ細やかな配慮と対応を身に着ける行政機関や企業等の職員に対するバリアフリー教育活動 | 31.3% |
| バリアフリーの取組の認知度を高めるためのバリアフリーマップ等の作成・普及 | 23.9% |
| 障がい者・高齢者等の疑似体験や手助け方法を学ぶ「バリアフリー教室」の開催 | 23.9% |
| 障がい者や高齢者等と市民や児童・生徒との交流機会の提供 | 22.4% |
| 障がい者、高齢者や子ども連れの人々の移動や切符購入のサポート等を行うボランティア活動に対する取組の支援 | 20.9% |
| 健常者のブラインドサッカーやフロアバレーへの参加等による、障がい者のない人が障がい者の特性を理解できる取組の推進 | 10.4% |
| 功労者への表彰などによる優れたバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する取組の普及・啓発活動 | 4.5% |

3. 基本構想の策定にあたり

(5) 基本構想に定める事項

推進協議会において、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の要件等を踏まえ、重点整備地区、生活関連施設および生活関連経路の設定の考え方に関する意見交換を行うとともに、まち歩き点検による生活関連施設及び生活関連経路の課題を共有した。

また、高齢者・障がい者団体等へのアンケート調査やまち歩き点検の結果を踏まえ、移動等円滑化の基本的な方針を整理し、移動等円滑化のために実施すべき特定事業について検討を行った。

【本基本構想に定める事項】

バリアフリー法（第25条）の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。

- ① 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針
- ② 重点整備地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④ 移動等円滑化のために実施すべき特定事業に関する事項

4. 基本構想の内容

(1) 移動等円滑化の基本的な方針

誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりにあたっては、日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化が必要であり、国、地方公共団体、高齢者、障がい者、施設管理者等の関係者が互いに連携・協力しつつ、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

本基本構想では、「**歩行者にやさしいまち ふくおか**」を理念とし、以下の3つの基本方針に基づき、バリアフリー化を推進していく。

基本方針1：安全で快適に暮らせる都市環境の形成

基本方針2：公共交通を利活用するライフスタイルへの転換

基本方針3：思いやりの心の醸成

4. 基本構想の内容

(2) 重点整備地区の位置及び区域

「バリアフリー法」および「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の重点整備地区の要件を踏まえ、本基本構想では以下の考え方に基づき重点整備地区を設定。

| 設定の考え方 |
|--|
| (A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区 (1) 高岡市都市計画マスタープランにおける「地域生活拠点」 (2) 高岡市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」 (3) 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域 |
| (B) 日常生活を支えるサービス機能が集積する地区 (1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区 |
| (C) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 (1) 生活関連施設の立地が主要旅客施設から概ね半径1km圏内にある地区 |
| (D) 移動円滑化に係る事業を含む諸事業が一体的に実施される地区 (まちづくり整備事業等と連携して、都市機能の増進が図られる地区) (1) 福岡中央地区（第3期）都市再生整備計画の区域 (2) 福岡駅前土地区画整理事業施行地区 |

4. 基本構想の内容

(3) 生活関連施設及び生活関連経路

バリアフリー法に基づく生活関連施設・生活関連経路の定義を踏まえ、まち歩き点検や関係者アンケートの実施により、本基本構想では以下の考えで生活関連施設及び生活関連経路を設定。

●生活関連施設の設定の考え方

主要旅客施設である福岡駅を中心に以下の施設（床面積2,000㎡以上）を生活関連施設に設定します。

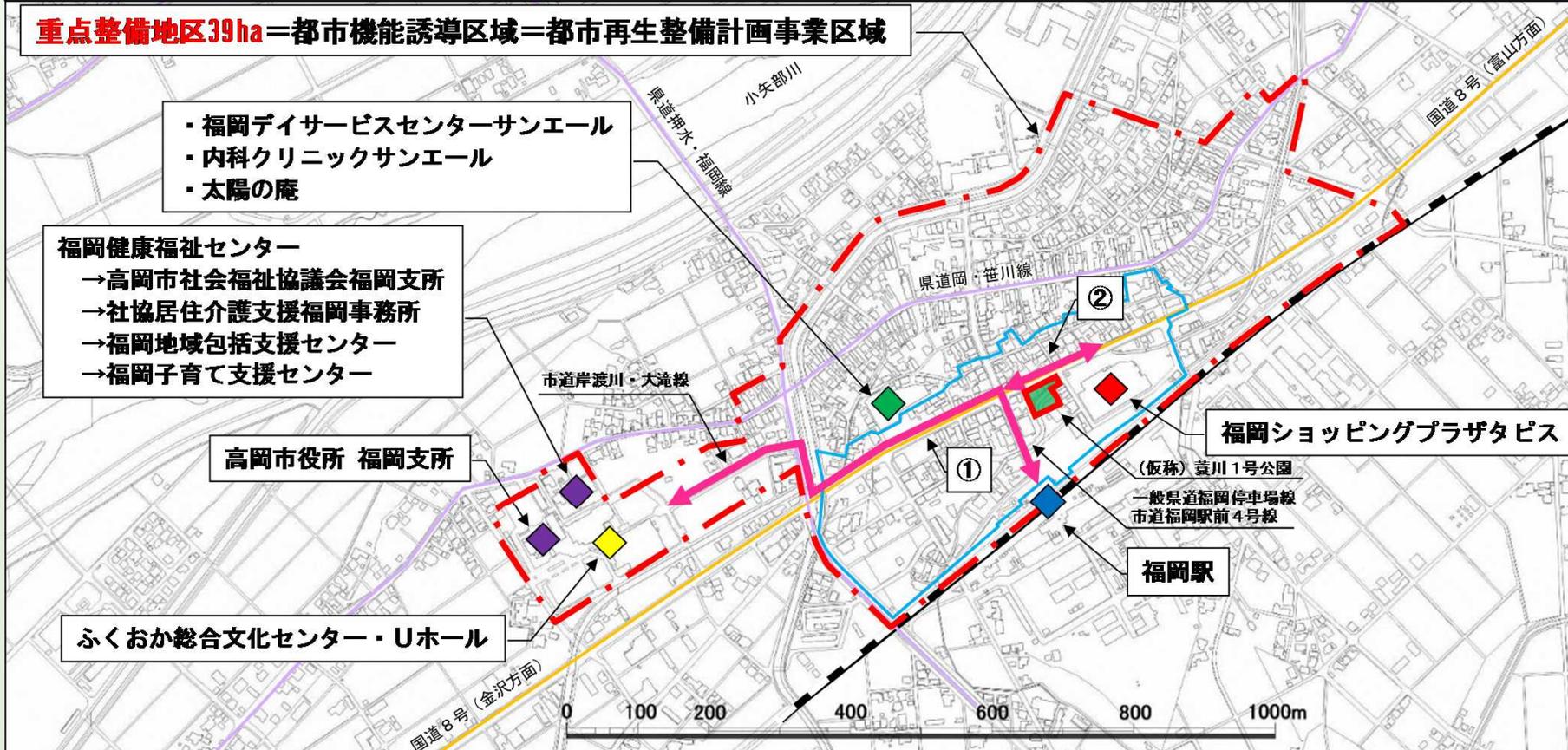
- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、
- (E) 文化・交流施設、(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、
- (I) その他施設

●生活関連経路の設定の考え方

| 設定の視点 | 設定の考え方 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| (A) より多くの人を利用する経路を設定 | ・生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定 |
| (B) 生活関連施設相互のネットワークを構成できる経路を設定 | ・旅客施設から概ね半径1km以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定 |
| (C) 関連計画と整合した経路を設定 | ・まちづくり整備事業等と整合した経路を設定 |

4. 基本構想の内容

●重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定



| No. | 生活関連経路 路線名称 (路線番号) | 移動等円滑化の方針 |
|-----|--|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 市道福岡駅前4号線 (I415) 一般県道福岡停車場線 (263) 一般国道8号 (8) 主要地方道押水福岡線 (75) 市道岸渡川・大滝線 (I26) | 生活関連経路に位置付けられた路線は、移動等円滑化基準への適合に努めます。また、その他路線についても移動等円滑化された経路等を適切に維持します。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 一般国道8号 (8) | |

■凡例

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 生活関連施設 (旅客施設または床面積2,000㎡以上の特別特定建築物)
- 旅客施設
- 文化・交流施設
- 土地区画整理事業施行地区
- 国道
- 県道
- 官公庁施設
- 商業施設
- 福祉施設

4. 基本構想の内容

(4) 移動等円滑化のために実施する特定事業

【公共交通特定事業】

- 福岡駅
 - ・改札（下りホーム）と上りホームを結ぶエレベーターの設置



福岡駅（上りホームから駅舎を望む）

【教育特定事業】

- 全市民
 - ・出前講座による障がい者理解促進及び啓発活動（「心のバリアフリー」の用語認知度の向上や「ヘルプマーク」の認知向上など）

- 小学生
 - ・バリアフリーに関する啓発パンフレットの作成



【道路特定事業】

- 市道福岡駅前4号線（生活関連経路 No.①）
 - ・移動の連続性、安全性、快適性を確保した駅前広場の整備
 - ・駅舎との段差解消や歩道のフラット化
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備
- 一般国道8号（生活関連経路 No.①、No.②）
 - ・歩道及び交差点の隅切りの拡幅
 - ・歩道のフラット化
 - ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備



福岡駅前広場イメージ



一般国道8号（富山方面を望む）

【都市公園特定事業】

- （仮称）菘川1号公園
 - ・公園の新設

おわりに



4月「福岡さくらまつり」
(岸渡川堤桜並木周辺)



9月23日・24日 300有余年続く伝統の奇祭
「福岡町つくりもんまつり」(福岡町市街地一円)



雅楽の装束等を展示する
「雅楽の館」



日本遺産の構成文化財
「菅笠問屋の町並み」
(旧北陸街道沿道)



「ミュゼふくおかカメラ館」
(安藤忠雄氏による建築)

高岡市福岡町にぜひ遊びにいらしてください！